

入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守し、本契約に係る入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和28年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、一般競争に参加しようとする競争加入者又はその代理人が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約責任者等

- (1) 契約責任者 独立行政法人国立青少年教育振興機構
理 事 高橋 宏治
- (2) 郵便番号 151-0052
- (3) 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

2 競争入札事項

- (1) 契約件名 国立若狭湾青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務
- (2) 契約内容等 別冊仕様書による。
- (3) 契約期間 令和7年10月1日～令和8年9月30日
- (4) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。

また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- ③ 入札書に記載する金額は、入札単価に予定数量を乗じた総価とし、契約は落札者の提示した入札単価をもって単価契約とする。

- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）

- (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時までに令和7年度に「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」が「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 入札公告等において日本産業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
- (5) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 競争加入者等は、上記事項のうち入札公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、入札書と同時に提出するものとする。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び契約に関する事務の問い合わせ先
(郵便番号) 151-0052
(所在地) 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
(機関名) 独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第一係
(電話番号) 03-6407-7678
(FAX) 03-6407-7649
(E-mail) honbu-jigyousien1@niye.go.jp ※@の前は数字の1
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。
- (3) 入札書等の受領期限
令和7年8月20日（水）12時00分（必着）
- (4) 入札書の提出方法
 - ① 競争加入者等は、別冊の仕様書及び契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後は仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書から競争加入者等の立場により様式A1からA3のいずれかで作成した入札書を持参又は郵便（配達記録の残るものに限る。）により提出しなければならないものとする。
 - (ア) 入札件名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③ 入札書を持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年9月2日開札〔国立若狭湾青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務〕の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印の上、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「令和7年9月2日開札〔国立若狭湾青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

④ テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑤ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの

② 入札件名及び入札金額のないもの

③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの

④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの

⑥ 入札金額の記載が不明確なもの

⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していないもの

⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの

⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。

② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年9月2日(火) 13:30～

国立若狭湾青少年自然の家 管理棟1階 会議室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、2回目以降の入札は辞退したものとみなす。

5 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- (1) 前記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- ④ 本件入札及び契約手続き並びに契約締結以降において、当機構と電話及び電子メールにより対応しなければならない。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類は別紙1により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 提出された書類を競争参加資格の確認並びに納入できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。
- (4) 契約書の作成
 - ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、必要があると認めるときは、まず、当該契約の相手方に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに、当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 前記②の場合において、契約責任者が記名押印したときは、契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 支払い条件 別冊契約書（案）のとおりとする。
- (6) 本件業務の検査等
 - ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。
 - ② 検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

別紙1	競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類
別紙2	入札書（A1～A3）
別紙3	委任状（B1～B3）
別紙4	入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点
別紙5	事前の提出書類提出時のチェックリスト
別冊1	契約書（案）
別冊2	仕様書

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

I 事前の提出書類

- 1 競争参加資格の確認のための書類
令和7年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し … 1部
- 2 履行できることを証明する書類 … 1部
 - (1) 仕様書に対する作業計画案 … 1部
(作業人員、人員配置、作業手順、業務実施体制（組織）図、緊急時連絡体制図等)
 - (2) 契約実績書 … 1部
(冷温熱源設備の運転管理業務の契約実績を示すもの 契約書及び仕様書等)
※契約実績がない場合は、提出不要とするが可能な範囲で提示を求める。
また、契約実績一覧（件名、相手方、契約日、契約金額等記載可能な事項）での提示を可能とする。
 - (3) 技術者の資格等 … 1部
(仕様書で求めた業務担当者の資格証 前記作業計画案に記載した人数分)
 - (4) 会社の概要を示す資料（会社概要等） … 1部
※(1)及び(3)は社名、代表者名を記載し、社印及び代表者印を押印すること。
- 3 入札書（別紙2様式） … 1部
- 4 委任状（別紙3様式） … 1部
- 5 参考見積書（総額、数量、単価、内訳、税込・税別が記載されていること） … 1部
※社名、代表者名を記載し、社印及び代表者印を押印すること。
- 6 事前の提出書類提出時のチェックリスト（別紙5） … 1部

<提出方法>

- 1 提出期限 令和7年8月20日（水） 12時00分（必着）
- 2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
国立青少年教育振興機構財務部財務課調達管理室事業支援第一係

II 開札時の提出書類

- 1 委任状（「I 事前の提出書類4」から変更があった場合） … 1部
- 2 代理人（復代理人）の名刺 … 1部
※その他再度入札に備え、委任状に使用した代理人（復代理人）の印鑑を持参すること

III 落札決定後の提出書類

- 1 落札内訳書（落札日付） … 1部
- 2 委任状（契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合） … 1部

<提出方法>

- 1 提出期限 落札決定後、速やかに。
- 2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
国立青少年教育振興機構財務部財務課調達管理室事業支援第一係

様式A 1

入札書

件 名 国立若狭湾青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務

入札金額 金 _____円 (①+②)

業務名	種 別	見込時間	単 価	見込時間×単価
ボイラー設備等 運転管理業務	通常勤務	1, 094. 25時間	円	円(①)
	深夜勤務	94. 25時間	円	円(②)

※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記入すること

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

印

入札書

件名 国立若狭湾青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務

入札金額 金 _____ 円 (①+②)

業務名	種別	見込時間	単価	見込時間×単価
ボイラー設備等 運転管理業務	通常勤務	1,094.25時間	円	円(①)
	深夜勤務	94.25時間	円	円(②)

※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記入すること

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

競争加入者
住所
会社名
氏名

代理人
会社名
代理人氏名

印

入札書

件名 国立若狭湾青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務

入札金額 金 _____ 円 (①+②)

業務名	種 別	見込時間	単 価	見込時間×単価
ボイラー設備等 運転管理業務	通常勤務	1, 094. 25時間	円	円(①)
	深夜勤務	94. 25時間	円	円(②)

※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記入すること

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

競争加入者
住 所
会 社 名
氏 名

復代理人
会 社 名
復代理人氏名

印

別紙 3

(代理委任状の参考例1：社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

様式 B 1

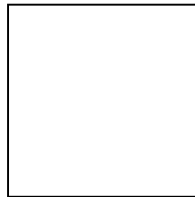
委 任 状

私は、（代理人氏名）を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年7月30日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立若狭湾青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

委任者

住所

会社名

代表者氏名

印

以上

(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

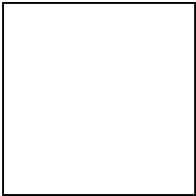
受任者（代理人） 住 所
 会社名
 氏 名

委任事項

- 1. 入札及び見積に関する件
- 2. 契約締結に関する件
- 3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4. 契約代金の請求及び受領に関する件
- 5. 復代理人の選任に関する件
- 6.

委任期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

委任者
住 所
会 社 名
代表者氏名

印

以上

(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙3

(代理委任状の参考例3：支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)
様式B3

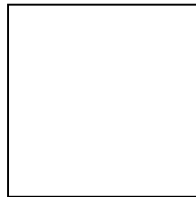
委 任 状

私は、（復代理人氏名） を（競争加入者）の代理人と定め、
下記の一切の権限を委任します。

記

令和7年7月30日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立若狭湾青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

委任者（競争加入者の代理人）

住 所
会 社 名
代理人氏名

印

以上

（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えない。

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

1 入札書の作成

- (1) 入札書の作成にあたり、競争加入者本人が作成する場合は、様式A 1 で作成してください。
- (2) 競争加入者本人以外が作成する場合は、様式A 2 若しくはA 3 で作成してください。
 - ① 様式A 2 は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。
 - ② 様式A 3 は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合に使用してください。
- (3) 入札書の日付については、入札書等の受領期限日以前の日付（作成日もしくは提出日等）を記入してください。

2 委任状の作成・提出

- (1) 入札書の作成及び開札に競争加入者本人が作成及び参加する場合は、不要になります。
- (2) 競争加入者本人以外が入札書を作成する場合は、入札書の作成及び開札への参加状況により、別紙3様式B 1 からB 3 の中から必要な委任状を作成してください。
 - ① 様式B 1 は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。
なお、この場合の入札書は、様式A 2 となります。
 - ② 様式B 2 は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人とする場合に使用してください。
 - ③ 様式B 3 は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる（様式B 2 を作成）場合、支店長等、一定期間、競争加入者の代理人となっている者から本案件の代理人となる場合に使用してください。したがって、様式B 3 を使用する場合は、様式B 2 も併せて必要になります。
- (3) 様式B 2 の委任期間において、委任期間開始日は委任状発行日同日となるよう、また、提出書類の日付が委任期間外とならないようご注意ください。

別紙5 事前の提出書類提出時のチェックリスト

必ず記載内容をご確認いただき、チェック欄に記入したうえで、他の事前提出書類と合わせて提出してください。

No.	項目名	チェック事項	チェック欄 ☑または、選択肢のある項目は、該当箇所を○で囲むこと。
1	入札書	・ 入札説明書、仕様書、契約書（案）を熟読のうえ、その内容を理解したうえで、入札しているか。（入札書提出後の仕様書等についての不知、不明を理由とした異議申し立ては認めない。）	☐
2	入札書	・ 入札書の日付が、事前提出書類の締切日以前となっているか。 ・ 代理人が入札する場合、入札書に記載する日付は、委任状に記載された日付と同日以降となっているか。	☐
3	入札書	・ 入札書を封入する封筒には氏名、開札日、件名等の必要事項が記入されているか。 ・ 封をした箇所に入札者の印で封印が押されているか。 ・ 郵送で入札書を提出する場合は二重封筒となっているか。	☐
4	入札書・委任状	・ 件名に間違いはないか。 ・ 記載項目に抜けはないか。 ・ 入札書に記載する入札金額について、入札説明書や、入札書の注意書きを確認したうえで、正しく記載しているか。	☐
5	参考見積書	・ 経費の内訳が記載されているか。 ・ 単価契約方式については、「一式」ではなく、「単価×予定数量」の内訳が記載されているか。 ※入札説明書で参考見積書の様式が示されている場合は、そのとおりに記載されているか。	☐
6	開札当日	・ 開札当日は参加するか。（不参加の場合は、No. 7-No. 11の項目は7のみ回答）	参加 ・ 不参加
7	開札当日	（開札当日不参加の場合のみ回答） ・ 1回目の入札で落札に至らなかった場合、2回目は辞退として取り扱うことを理解しているか。	☐
8	開札当日	・ 開札当日に参加するのは競争加入者本人か、それとも代理人か。	競争加入者 ・ 代理人
9	開札当日	・ 開札当日は競争加入者本人または代理人の、各社1名のみしか会場には入場できないことを理解しているか。また、開札の遅刻が認められないことも理解しているか。	☐
10	開札当日	・ 全応札者の入札額が予定価格の範囲内に達しなかった場合、直ちに再入札を行うことを理解しているか。 ・ 再入札時の金額について、外部と連絡を取って決めることができないことを理解しているか。	☐
11	開札当日	・ 開札当日には、参加者の名刺、再度入札に備えて印鑑の持参が必要であること、また、競争加入者以外の代理人が参加する場合には委任状（事前提出している場合を除く）の持参が必要であることを理解しているか。	☐
12	落札内訳書	・ 落札が決定した場合は、「落札内訳書」を速やかに提出しなければならないことを理解しているか。（作成日付は開札日と同日とし、落札金額の内訳を記載すること）	☐

【確認日】 令和 年 月 日

【会社名】

【確認者】

契 約 書（案）

契約件名 国立〇〇青少年〇〇の家ボイラー設備等運転管理業務

契約金額	通常勤務	1 時間当たり	金	円也	
			(うち消費税及び地方消費税額	金	円)
	深夜勤務	1 時間当たり	金	円也	
			(うち消費税及び地方消費税額	金	円)

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 契約責任者 理事 高橋宏治（以下「発注者」という。）と受注者 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間において、上記「国立〇〇青少年〇〇の家ボイラー設備等運転管理業務」（以下「役務」という。）について、上記の契約金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（役務の提供）

第 1 条 受注者は、別紙仕様書に基づき役務を提供するものとする。

（契約期間）

第 2 条 契約期間は、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日までとする。

（完了報告書の提出）

第 3 条 受注者は、毎月の業務終了後、当該月の完了報告書を国立〇〇青少年〇〇の家管理係に提出し、確認を受けるものとする。

（請求書の提出）

第 4 条 受注者は、毎月の業務終了後、当該月の請求書を国立〇〇青少年〇〇の家管理係に提出するものとする。

（代金の支払）

第 5 条 発注者は、適正な請求書を受領後、原則として検収の翌月末までに代金を支払うものとする。

（契約保証金）

第 6 条 契約保証金は免除する。

（消費税及び地方消費税）

第 7 条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

(契約の変更等)

第8条 発注者及び受注者は、契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ相手方にその承認を得るものとする。

(第三者委託禁止)

第9条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

(遂行状況報告等)

第10条 受注者は、発注者の要求があるときは、役務の遂行状況について、遂行状況報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(役務の遂行不可能な場合の措置)

第11条 発注者と受注者のいずれの責にも帰することのできない事由により役務を実施することが不可能又は困難となったときは、発注者と受注者の間で協議してこの契約を解除し、又は変更するものとする。

(契約の解除等)

第12条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- (4) 受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (6) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
- (7) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。
- 2 前項により契約を解除する場合には、(7)が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、(1)から(6)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。
- 3 第1項(1)から(6)の各号の一に該当する事由が生じた場合で、発注者が特に必要と認める場合は、同項の規定にかかわらず、受注者に業務改善命令書を送付し、契約を継続できるものとする。

(違約金)

- 第13条 前条第1項の規定(同項(7)を除く。)により契約を解除する場合は、受注者は違約金として、契約金額(契約単価×予定数量。以下同じ。)の10%に相当する額を発注者に対し支払うものとする。
- 2 前条第3項の規定により契約を継続する場合は、受注者は違約金として、契約金額を契約月数で除した金額の5%に相当する額の範囲内で発注者が請求する額を発注者に対し支払うものとする。

(損害賠償)

- 第14条 受注者は、善良なる管理者の注意を持って業務を行うものとする。
- 2 受注者は、業務実施中に発注者の建物・備品等を破損または紛失した場合には、原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には当該損害を賠償するものとする。
- 3 受注者は、前項に定めるほか、この契約の履行に関して発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 4 火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額(契約単価×予定数量)の10%に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。(以下「独占禁止法」という。))第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
 - (3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密保持)

第16条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報(個人情報を含む)その他の権利(以下「契約関連情報」という。)について、次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

- (1) 契約関連情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。
- (2) 契約関連情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全を期すとともに、直ちに発注者へ報告すること。
- (3) 契約関連情報を複製等してはならない。
- (4) 契約関連情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。
- (5) 個人情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。
- (6) 前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた

損害賠償の責めを負うこと。

- 2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後においても存続するものとする。

(一般事項)

第17条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

(紛争の解決)

第18条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
	氏 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
	契約責任者	理事 高橋 宏治

受注者	住 所
	氏 名

保 全 業 務 特 記 仕 様 書

業務名称 : 国立若狭湾青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務

2025～2026 年度

独立行政法人国立青少年教育振興機構

1 章 総則

1. 1 業務概要

(1). 業務名称

国立若狭湾青少年自然の家ボイラー設備等運転管理業務

(2). 業務場所

福井県小浜市田島区大浜（国立若狭湾青少年自然の家構内）

(3). 業務期間

2025年10月 1日から 2026年 9月30日まで

(4). 業務内容

業務場所に常駐（業務責任者は除く）し、対象設備の運転監視、点検保守、書類の作成等を行う。

(5). 適用

この保全業務（以下「業務」という。）の受注者は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守し、発注工事請負等契約規則に準じ、この特記仕様書、建築保全業務共通仕様書（令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）、文教施設保全業務標準仕様書（令和5年版）（以下「標準仕様書」という。）、現場説明書及び質疑回答書に基づき履行する。

但し、自然災害等やその他の事由によって、利用者が大幅に減少した際には、別途協議する。

(6). 業務施設名称と概要

別紙のとおり

(7). 特記仕様書の適用方法

a. ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。

b. 表中の各欄に数字・文字・記号等を記入する事項については、記入した事項のみ適用する。

c. =又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

d. 「保守」とは、点検結果に基づき建築物等の機能回復又は危険防止のために行う作業をいい、その内容は特記する。

「修理」とは、常備する工具又は部品を用い受注者が行う作業で、支給材料以外の費用が発生しない作業をいう。

1. 2 業務責任者等

業務対象設備に係る業務責任者は、ボイラー設備等の運転及び日常点検について総合的に判断できる知識と技能を有する以下の免許の所持者とする。

免許の種類		備考
ボイラー技士	・ 1級以上	
	○ 2級以上	

1. 3 業務従事者

業務対象設備に係る業務従事者は、次の資格を有するものとする。

業務従事者は、労働安全衛生法に定める以下の免許の所持者とする。

免許の種類		備考
ボイラー技士	・ 1級以上	
	○ 2級以上	1名常駐

1. 4 ボイラー取扱作業主任者の選任

ボイラー及び圧力容器安全規則第24条に基づき、本業務に従事する者の中から、ボイラー取扱作業主任者を選任すること。

1. 5 業務場所の安全衛生管理

ボイラー運転従事者は、指定数量以上の危険物を取り扱うため、危険物取扱者免状を所持するものとし、その中から危険物取扱主任者を選任すること。

1. 6 安全対策等

利用者及び職員に対しての安全対策を行うこと。

1. 7 室内への立ち入り

次の部屋に入室する際は、監督職員の承諾を受けること。

利用中の研修室、宿泊室等

1. 8 養生

応急処置等の修理を行う際には、適切な養生を行うこと。

1. 9 試験器及び工具等

業務を実施するために必要な試験器及び工具類は貸与する。

1.10 業務の履行の立会い

代行機関の実施するボイラー及び第1種圧力容器の性能検査及び消防署による立ち入り検査が行われる場合は、発注者と協議のうえ立ち会うこと。

1.11 業務の履行の確認及び報告

業務の履行の確認は総務・管理係が行う。別紙書式にて報告を行うこと。

1.12 点検の省略

次の部分については、点検を省略する。

・煙道、煙突

1.13 電力用水費等

業務を実施するために必要な電力、給水は支給する。~~ただし、停電時に使用する電力、用水は受注者が準備し負担する。~~

1.14 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

1.15 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

1.16 控室等

ボイラー運転管理業務を行う技術者等は、中央機械室に常駐する。

共用施設の利用：食堂、便所、エレベーターを使用してよい

駐車場の利用：使用してよい

1.17 緊急時の対応等

夜間等における緊急事態に対して、宿直職員・警備員等と連絡を取り合い、職員の指示に従うこと。

1.18 業務の引継ぎ

受注者は、各業務についての引継ぎを前回業者と打ち合わせのうえ行い、引継完了後、完了報告書（様式任意）を書面で発注者に報告すること。また、契約の終了が確定したときは、次期受注者と打ち合わせのうえ、引継ぎを行うこと。ただし、前回受注者が、次回受注者と同じ場合は省略するものとする。

1.19 管理体制

- (1) 受注者は、本業務遂行に当って安全確保及び保全に努め、消防法や大気汚染防止法、労働安全衛生法等各種関係法令に従い業務を遂行するものとする。
- (2) 受注者は、業務従事者の身元、衛生及び規律の維持に努めるものとする。
- (3) 業務従事者の労務災害については、一切受注者の負担とする。

2 章 運転・監視及び保守点検業務特記事項 2.1 運転・監視業務等対象設備の概要

運転及び監視業務は、以下に掲げる設備とし、業務内容は標準仕様書によるものとする。

設置場所	設備名称	設備概要	数 量	運転期間	運転時間	仕様書
ボイラー室	鋳鉄製蒸気ボイラー 1号ボイラーBS-1	鋳鉄製式組合 伝熱面積 24.2㎡ 最高圧力 0.0981MPa	1台	通年	2.2による	
ボイラー室	鋳鉄製蒸気ボイラー 2号ボイラーBS-2	鋳鉄製式組合 伝熱面積 4.2㎡ 最高圧力 0.0981MPa	1台	通年	2.2による	休止届提出 済(R6.9.4 付)
ボイラー室	立て温水ボイラー 3号ボイラーOHT-1	炉筒煙管式 伝熱面積 5.33㎡	1台	通年	2.2による	
機械室	貯湯槽	内容量 6.64m³ 最高圧力 0.49MPa	2台	通年	2.2による	
機械室	貯湯槽	内容量 4.54m³ 最高圧力 0.49MPa	1台	通年	2.2による	
機械室	熱交換器 HE-2			通年	2.2による	
機械室	熱交換器 HE-1			通年	2.2による	

2.2 ボイラー設備等の運転管理業務を行う日時等は、別紙1「ボイラー稼働日数連絡表」のとおり。

入札に係る見込時間は1,094.25時間（通常業務）、年間94.25時間（夜間勤務）とする。

ただし、当該月の勤務日・時間等の予定について、当該月開始1か月前までに発注者から連絡することにより、勤務時間の変更を行うことができるほか、必要に応じて（施設の利用期間が空きボイラーによる給湯に時間がかかる場合等含める）発注者、受注者協議のうえ、変更することができる。

参考：別紙 ボイラー稼働日数（R7～8）

項 目 月 日	運転管理業務時間	備 考
宿泊利用者が居る場合（通常時）	15:00 ～ 22:00	
高濃度洗浄時（通常時）	15:00 ～ 01:30	高濃度洗浄作業含む（22:45～） 原則週1回
宿泊利用者の居ない場合 （休館日期間を除く）	運転監視を行わない	ただし、発注者から指示がある場合は除く。

休館日 期間 ※	15:00 ~ 22:00	原則月2回通常時及び、内1回通常後に 高濃度洗浄（16:00～） 発注者から指示がある場合は除く。
----------	---------------	---

※令和7年度については、令和7年11月1日～令和8年3月16日としている。

2.3 取替部品等

ボイラーの運転監視及び保守点検に伴う点検整備における取替部品等は、支給する。

2.4 業務報告書

業務完了後に、次の書類等を1部提出する。

- ・運転・監視業務報告書・・・別に定める書式で業務終了後1部提出する。
- ・定期点検業務報告書・・・月例点検及び年次点検の業務報告書は受注者の定める書式で業務終了後速やかに1部提出する。

2.5 水質検査

検査項目、周期は標準仕様書による。

2.6 その他

- ・本業務実施の参考とするため、配置図や系統図等を添付する。
- ・冬季積雪時において、地下タンク周辺の除雪を行い、適切な維持管理に努めること。

3章 その他特記事項

1. 日常点検業務

- 3.1.1 点検保守業務の業務内容は以下のとおりとし、具体的な作業内容及び周期は、別に定める点検基準等によるものとする。（点検基準等は該当する設備について適用する。）

(1) ボイラー他熱源設備の点検保守

作業内容、周期は、別紙「ボイラー他熱源設備 点検基準」による。

(2) 給排水衛生設備の保守点検整備

a 水質の測定（PH残留塩素等）

測定は、団体が入浴する前、入浴した後の2回行うこと。

特に指定するときはその指示による。

b 薬剤自動注入ポンプを使用し、浴槽内の残留塩素濃度を0.2～0.4mg/Lに保つこと。

c 稼働日に15分間程度ろ過器の逆洗を行い、汚れを排出すること。

d 原則1週間に1回高濃度塩素作業を2時間45分実施すること。塩素濃度は濃度5～10mg/Lの高濃度で循環させた後に、中和剤で濃度を下げてから排水を行うこと。

- ・業務の実施にあたっては、機器を常に良好な状態に保ち、正常に動作するように努めること。
- ・日常点検において機器等の故障または異常を発見した場合または、総務・管理係からの連絡により応急処置の必要があるときは、常備する工具類または部品を用いて、速やかに処置すること。
- ・機器等の修理において、専門業者の修理を要する場合は、速やかに総務・管理係へ報告すること。

3.1.2 業務報告書

業務完了後に、次の報告書を1部提出する。

- ・定期点検業務報告書・・・月例点検及び年次点検の業務報告書は受注者の定める書式で業務終了後速やかに1部提出する

2. 日常管理業務

- 3.2.1 日常管理業務の業務内容は以下のとおりとし、具体的な作業内容は、別に定める管理基準または要領によるものとする。
- ・浴室の管理
 - ・機械室の管理
 - ・消耗品の保管数が少なくなった場合は、担当職員へ報告すること。消耗品は発注者が負担するものとする。
- 3.2.2 管理業務において、専門業者の修理を要する場合及び消耗品の保管数が少なくなった場合は、速やかに担当職員へ報告すること。
- 3.2.3 業務報告書
業務完了後に、次の報告書を1部提出する。
- ・運転・監視業務報告書・・・別に定める書式で業務終了後速やかに1部提出する。

3. 応急処置及び修理業務

- 3.3.1 日常点検において機器等の故障または異常を発見した場合または、担当職員からの連絡により応急処置の必要があるときは、常備する工具類または部品を用いて、速やかに処置すること。
- 3.3.2 機器等の修理において、専門業者の修理を要する場合は任意様式により理由及び必要な対応を記載し、総務・管理係まで提出すること。
- 3.3.3 業務報告書
業務完了後に、次の報告書を1部提出する。
- ・運転・監視業務報告書・・・別に定める書式で業務終了後速やかに1部提出する。
- 3.3.4 その他
- (1) 担当職員が指示する関連業務を実施すること。
 - (2) 週に1度、地下重油タンク残油量の検尺を行い、数字を総務・管理係に報告すること。その報告は別紙「運転監視業務報告書」への数値の記入も可とする。
 - (3) 深夜勤務とは午後10時から午前5時の時間帯に勤務することを指す。
 - (4) 休憩時間は、勤務が7時間以内の場合は45分、8時間以上の場合には60分業務に支障がないときに、適宜取るものとする。
 - (5) 受注者は、一週間前までに翌月分の勤務予定表を提出するものとし、変更が生じた時は事前に報告するものとする。
 - (6) 受注者は、従事者に対し、業務遂行にあたり当所の機構及び建物の配置並びに設備配置状況等を教育し、誠意ある態度と言葉使いで接するよう指導しなければならない。
 - (7) 従事者は、業務区域内で火災のほか緊急事態又は管理上緊急と認められる事態を発見、もしくは通報を受けた場合は、直ちに当所職員と連絡をとり適切な処置及び対応を講じて被害の拡大防止等に努めなければならない。
 - (8) 従事者に業務遂行中に負傷・急病等の不測の事態が発生した場合、救急に必要な協力を当所に求めることができるものとし、当所職員は誠意をもって対処するものとする。なお、必要に応じ当所職員から受注者に通報するものとする。
 - (9) その他仕様書及び業務仕様書に記載のない事項が発生した場合は、発注者、受注者双方協議のうえ、決定するものとする。

ボイラー他熱源設備

点 検 基 準

ボイラー他熱源設備の第1種圧力容器については、第1種圧力容器の自主点検を毎月行うこと。

機器名			点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
ボイラー設備	ボイラー本体	鏡板	汚損・腐食・変形の有無			○		
		炉筒	変形・漏れの有無			○		
		ケーシング	腐食・変形の有無			○		
		マンホール	腐食・変形の有無			○		
		圧力計・水高計	指針の狂い・取付状態・ガラス破損・汚れの有無	○				
		安全弁・逃し管	漏れの有無	○				
		水面測定装置	機能テスト、漏れの有無	○				
		ボイラー水	吹き出しの実施	○				
		自動制御装置	圧力調整装置・燃料遮断装置・水位調整装置等の作動の良否			○		
		通風装置	送・排風機の異音、振動等異常の有無		○			
		バーナータイル及び炉壁	亀裂・欠損の有無			○		
		付属設備	蒸気管・弁・付属配管・保温・So2計、電源用・制御用電線等の破損、欠落の有無		○			
		給水装置	ポンプ・配管・弁の損傷、漏れ等の有無及び調整			○		
	バーナー関係	油量調整機構	油量・油圧等の点検	○				
		火炎検出装置	作動の良否、汚れ・焼損状態の点検	○				
		ロータリーバーナー	ゆるみ・亀裂の有無、点検			○		
		燃焼状態	炎の大きさ・形・輝度の点検	○				
		燃料の遮断装置	感震装置の作動確認			○		
			油電磁弁の作動の良否確認		○			

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
地下重油タンク	槽及び配管	残油量・漏れの点検	○				
		防油堤内の汚れ・通気管の損傷・腐食等の点検			○		
		配管・継ぎ手・弁等の油漏れ点検			○		
		油槽内の水分点検				1/6ヶ月	
		弁類の作動の良否、亀裂・変形の有無				1/6ヶ月	
		変形・漏れ・腐食の有無				1/6ヶ月	
	油量計・油面計	計器の作動の良否確認			○		
		汚れ・漏れの点検			○		
熱交換機	ギヤーポンプ	異常音・振動の有無、電流値等の点検		○			
		油漏れの有無			○		
	本体	損傷・変形・漏れの点検			○		
		保温の欠落の有無			○		
		安全弁・逃し管等の損傷、漏れの有無、点検		○			
		温調弁等の漏れの有無、点検	○				
		二次側設定値の変動・異常の有無、点検	○				
		圧力計他指示値の適正の良否確認	○				
還水槽		外部の保温、ケーシングの損傷・脱落の有無				1/6ヶ月	
		水面計・温度計の点検、調整、清掃			○		
		補給水電磁弁の作動の良否			○		
煙道・煙突		煙道の損傷・漏れの有無、通風圧の良否点検			○		
		煙突・点検口・ばい煙測定口からの漏れの点検				1/6ヶ月	
		耐火断熱材等の欠落・損傷状態の点検				1/6ヶ月	
		水溜まりの有無の点検、排出				1/6ヶ月	
		堆積する灰塵量の点検、除去				1/6ヶ月	
Sタンク		燃料残量、使用量の確認	○			1/6ヶ月	
		タンク、配管、継ぎ手からの漏れの点検		○			
		燃料ポンプの動作の良否		○			

ボイラー他熱源設備

点 検 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
ヘッダー		圧力計・湿度計の指針の誤差、汚れ点検調整			○		
		損傷・汚れ・変形の有無				1/年	
		保温被覆等の損傷の有無				1/年	
		取り出し弁類・配管類のさび・漏れ・作動不良の点検調整				1/年	

浴室管理

管 理 基 準

機器名		点検作業内容	1/日	1/週	1/月	その他	
浴室管理		浴槽水の排水、張水				指示による	
		残留塩素の測定を行い、測定値を記録する	○				
		浴槽水、カラン、シャワーの温度確認	○				
		備品の整理整頓	○				
		消耗品の管理、補充	○				
		高濃度塩素による消毒				指示による	

機械室管理

機械室管理	循環ろ過装置	漏水の有無の点検、調整	○				
		作動の良否及び異音の有無点検		○			
		逆流洗浄を行う(取扱説明書による)	○				
		ヘアキャッチャーの清掃	○				
	混合装置	設定温度の確認	○				
		作動の良否及び異音の有無点検	○				
	薬液注入装置	消毒剤の消費状態の点検調整、補充	○				
		作動の良否及び異音の有無点検	○				
		機械室、電気室、コントロール室及び車庫横通路の蛍光灯の交換				随時	
		機械室、コントロール室の清掃・整理整頓	○				

蒸気ボイラー 管理標準

1. 目的

本標準は、法に定める「工場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」を明確化、遵守することにより、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に行うことを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 管理対象設備： 蒸気ボイラー×2缶
設置場所： 本館棟機械室

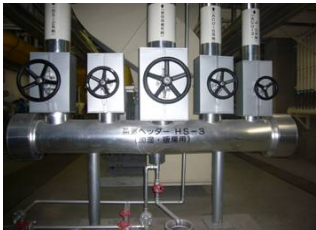
(2) 型式・仕様：	記号	メーカー・製造年月	型 式	定格出力	最高圧力	A重油	伝熱面積
	BS-1	前田鉄工所	MF7-N11SA	1,778 kW	0.098 MPa	193.6 L/h	24.2 m ²
	BS-2	1999年12月	RK-N215SA-206	250 kW		27.2 L/h	4.2 m ²

(3) 用 途： 浴室給湯用温水の供給

3. 管理項目

項 目	管理基準	
概 要	本ボイラーより熱交換器に蒸気供給を行うことによって、浴室に温水を供給する。 浴室使用時に合わせて運転する。	
不要時の停止	メンテナンス時	
日常点検	1. 計測測定 (1) 蒸気圧力 2. 状態確認 (1) 異常音・振動点検 3. 重油使用量	2回/日 以上
蒸気圧力	0.7MPa	
空気比	1.3（目標にして調整する）	

4. 計測・記録

項 目	説 明
記 録	日報に記載する。
記録頻度	2回/日以上
計測場所	 ①圧力 蒸気ヘッダー  排煙濃度計  熱交換器 

記録項目		適正值	計測方法
①	蒸気圧力	0.7MPa	
②	重油使用量		

※ 異常を発見した場合は修理および改善の処置を施し、状況を日誌に記録する。

5. 保守・点検(記録必要)

項 目	方 法	頻度
定期点検	1. ボイラー(内外)及び煙(内部)清掃点検 2. ボイラー付属機器の点検整備 3. 燃焼装置点検整備 (1)バーナー清掃 (2)燃焼調整 (3)制御弁作動状態点検、漏れ確認 (4)ベアリング摩耗確認 4. ボイラー制御盤内点検整備	1回/年
空気比の算出	排ガス中酸素濃度から空気比を算出し、燃焼状態を継続的に管理する。	1回/年

※ 異常が確認された場合は、連絡ルートに則り直ちに連絡をする。

6. 新設時の措置

- (1) 高効率機器の導入
- (2) 効率計測が可能となる計測器設置の検討

7. 実施時期

制定日 平成21年4月1日

浴槽ろ過器 管理標準

1. 目的

本標準は、法に定める「工場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」を明確化、遵守することにより、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に行うことを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 管理対象設備： 浴槽ろ過器×2台
設置場所： 本館浴場機械室

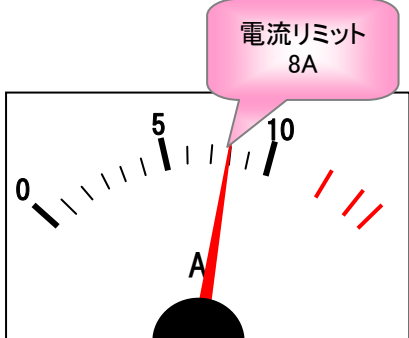
(2) 型式・仕様：	メーカー	型式	ポンプ型式	ポンプ流量	揚程	ポンプ出力
	東西化学産業	CF	テラルキョクトウ MTP50-62.2	0.18-0.36m ³ /min	30.5-23m	2.2 kW

(3) 用 途： 浴槽循環水のろ過

3. 管理項目

項 目	管理基準	
概 要	浴槽循環水のろ過を行う。	
不要時の停止	メンテナンス時(入浴時間に合わせて運転する)	
日常点検	1. 計測測定 (1) ポンプ電流 2. 状態確認 (1) 異常音・振動点検	1回/日

4. 計測・記録

項目	説 明		
記 録	日報に記載する。		
記録頻度	1回/日		
計測場所	 ポンプ  動力盤  ①電流		
記録項目	適正值	計測方法	
① ポンプ電流	8A以下		

※ 異常を発見した場合は修理および改善の処置を施し、状況を日誌に記録する。

5. 保守・点検(記録必要)

項 目	方 法	頻度
定期点検	1. 外部汚れ清掃、損傷点検 2. グランドパッキン点検調整 3. 締付部のゆるみ点検 4. 機能の点検 5. モーターの過熱、絶縁抵抗測定 6. その他必要機器の点検整備	2回/年

※ 異常が確認された場合は、連絡ルートに則り直ちに連絡をする。

6. 新設時の措置

(1) 効率の良い機器を選定する。

7. 実施時期

制定日 平成21年4月1日

ボイラー業務日誌(運転・監視業務報告書)

年 月 日 () 天候

休憩時間 : ~ :

6時間から8時間以下の勤務 45分

8時間を超える勤務 60分

確認	検査職員	監督職員	担当係

ボイラー運転記録	ボイラー運転時間				時	分	分	時	分	分	時	分	分
	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
機械室室温(℃)													
ボイラー運転 従事時間(合計)													
送気時間 (合計)													

日常点検の記録

項 目		結果		修理 済み	要 修理	特記事項
		良	否			
ボイラー	本体	圧力計・水高計				
		安全弁・逃し管				
		水面測定装置				
		ボイラー水				
	バーナー	油量調整				
		火炎検出装置				
		燃烧状態				
地下重油タンク	槽及び配管					
熱交換機	配管付属品					
サービスタンク						

日常管理の記録

項 目		結果		備考
		良	否	
浴室管理				
機械室管理				

利用者数

宿泊団体数	団体
宿泊利用	人

修理応急処置の記録

建物名称	室名(場所)	対象設備	処置内容

燃料等使用量

蒸気 ボイ ラー	今回点検時メーター	リットル
	前回点検時メーター	リットル
	使用量:a	リットル
温水 ボイ ラー	今回点検時メーター	リットル
	前回点検時メーター	リットル
	使用量:b	リットル
冷温水機	今回送油点検時メーター	リットル
	前回送油点検時メーター	リットル
	通過量①	リットル
	今回戻油点検時メーター	リットル
	前回戻油点検時メーター	リットル
	通過量②	リットル
使用量(①－②):e		リットル
使用量合計(a+b+c)		リットル
使用量累計(月単位)		リットル

水質 管 理	PH残留塩素測定(入浴前)		男	女
	PH残留塩素測定(入浴後)		男	女
	薬剤自動注入ポンプの運転状況			
	ろ過器の逆洗(毎日15分間)			
	DPD法残留塩素測定		男	女
	高濃度塩素浴槽水を3時間循環			

記事

業務従事者

氏 名	勤務時間
	時 分 ~ 時 分

**ボイラー、他 設備自主点検表
(定期点検業務報告書)**

検査職員	監督職員	担当係

令和 年 月

1/週点検

機器名	点検項目	点検日(週末)				
		日	日	日	日	日
ボイラー本体		結果				
通風装置	送・排風機の異音、振動等異常はないか					
付属設備	蒸気管・付属配管・保温・破損はないか					
バーナー関係		結果				
燃料の遮断装置	油電磁弁の作動の良否確認					
地下重油タンク		結果				
ギヤーポンプ	異常音・振動はないか					
サービスタンク	タンク、配管、継ぎ手からの漏れ等はないか					
熱交換器		結果				
配管	逃し管の損傷、漏れはないか					
点検者						
担当者						

1/月点検

機器名	点検項目	点検日(月末)
		日
ボイラー本体		結果
鏡板	汚損・腐食・変形等はないか	
炉筒	変形・漏れはないか	
ケーシング・マンホール	腐食・変形はないか	
自動制御装置	圧力調整・燃料遮断・水位調整装置等の作動の良否	
バーナー・タイル・炉壁	亀裂・欠損はないか	
給水装置	ポンプ・配管・弁の損傷、漏れはないか	
バーナー関係		結果
ロータリーバーナー	ゆるみ・亀裂の有無及び、点検	
燃料の遮断装置	感震度装置の作動確認	
地下重油タンク		結果
配管	通気管の損傷・腐食等はないか	
	配管・継ぎ手・弁等の油漏れはないか	
油量計・油面計	計器の作動の良否	
	汚れ・漏れの点検	
ギヤーポンプ	油漏れはないか	
熱交換器		結果
本体	損傷・変形・漏れはないか	
	保温の欠落はないか	
還水槽	水面計・温度計の点検	
	補給水電磁弁の作動の良否	
煙道・煙突	煙道の損傷・漏れの有無、通風圧の良否点検	
ヘッダー	圧力計の指針の異常、汚れ点検	
点検者		

特記事項

(裏面に続く)

1/6ヶ月点検

機器名	点検項目	点検日・結果(月末)	
地下重油タンク槽	油槽内の水分点検(槽及び配管)	日	
	弁類の作動の良否、亀裂・変形の有無(槽及び配管)	日	
	変形・漏れ・腐食の有無(槽及び配管)	日	
還水槽	外部の保温、ケーシングの損傷・脱落の有無	日	
煙道・煙突	煙突・点検口・ばい煙測定口からの漏れの点検	日	
	耐火断熱材等の欠落・破損状態の点検	日	
	水溜まりの有無の点検・排出	日	
	堆積する灰塵量の点検、除去	日	
Sタンク	燃料残量、使用量の確認	日	
点検者			

1/12ヶ月点検

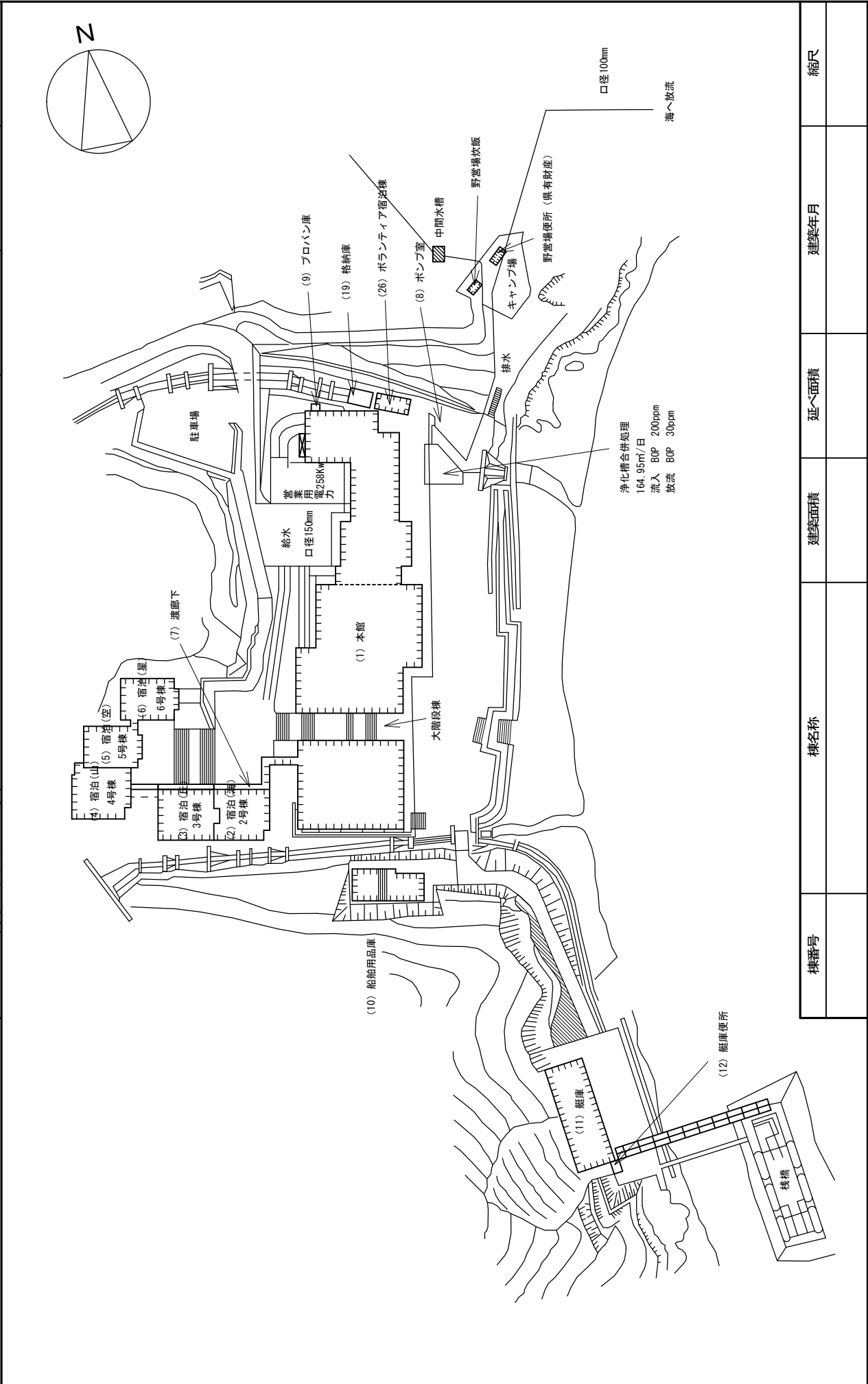
機器名	点検項目	点検日・結果(月末)	
ヘッダー	損傷・汚れ・変形の有無	日	
	保温被覆等の損傷の有無	日	
	取り出し弁類・配管類の錆び・漏れ・作動の点検調整	日	
点検者			

特記事項

※ 6ヶ月及び12ヶ月に1回実施する点検項目のうち、点検を行わなかった項目については、結果欄に斜線等を記入すること。

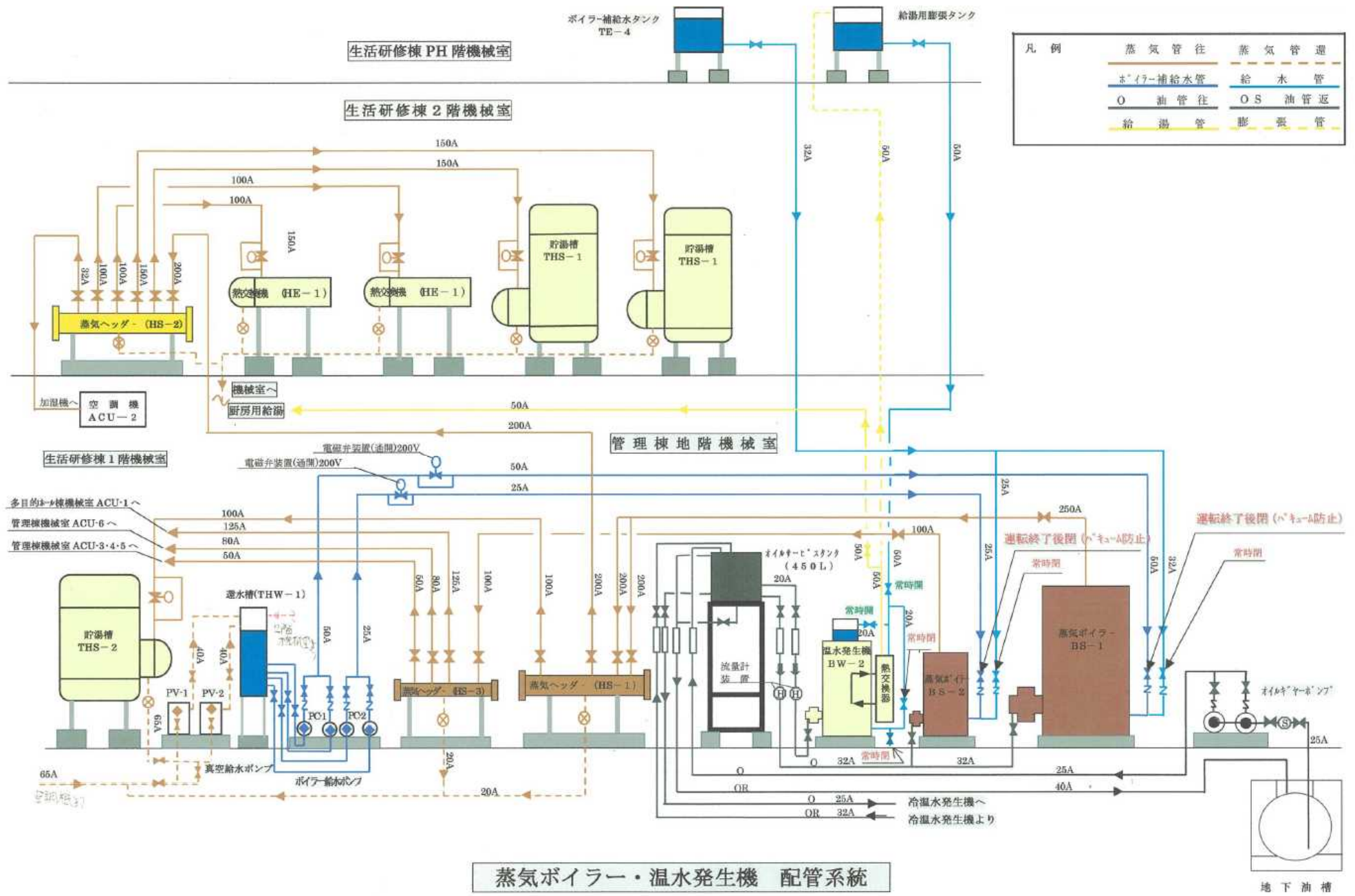
独立行政法人
国立若狭湾青少年自然の家

機関名	所在地	団地番号	作成年度	図面番号
国立若狭湾 青少年自然の家	福井県小浜市田鳥区大浜			



棟番号	棟名称	建築面積	延べ面積	建築年月	縮尺

別紙 蒸気ボイラー・温水発生機 配管系統



株式会社 ○○○○ 御中
FAX ××××-××-××××
TEL ××××-××-××××

ボイラー稼働日数連絡表

国立若狭湾青少年自然の家
総務・管理係

1号棟浴室：利用団体に応じて現場指示 令和 年 月 日

		4月		
日付		大浴場		1号棟 浴室
		男	女	
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火			
8	水			
9	木			
10	金			
11	土			
12	日			
13	月			
14	火			
15	水			
16	木			
17	金			
18	土			
19	日			
20	月			
21	火			
22	水			
23	木			
24	金			
25	土			
26	日			
27	月			
28	火			
29	水			
30	木			

		5月		
日付		大浴場		1号棟 浴室
		男	女	
1	金			
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水			
7	木			
8	金			
9	土			
10	日			
11	月			
12	火			
13	水			
14	木			
15	金			
16	土			
17	日			
18	月			
19	火			
20	水			
21	木			
22	金			
23	土			
24	日			
25	月			
26	火			
27	水			
28	木			
29	金			
30	土			
31	日			

		6月		
日付		大浴場		1号棟 浴室
		男	女	
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水			
11	木			
12	金			
13	土			
14	日			
15	月			
16	火			
17	水			
18	木			
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木			
26	金			
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			

変更履歴

追加・変更	削除	事業推進係	業者連絡

株式会社 ○○○○ 御中
FAX ××××-××-××××
TEL ××××-××-××××

ボイラー稼働日数連絡表

国立若狭湾青少年自然の家
総務・管理係

1号棟浴室：利用団体に応じて現場指示 令和 年 月 日

7月					8月					9月				
日付		大浴場		1号棟浴室	日付		大浴場		1号棟浴室	日付		大浴場		1号棟浴室
		男	女				男	女				男	女	
1	水				1	土				1	火			
2	木				2	日				2	水			
3	金				3	月				3	木			
4	土				4	火				4	金			
5	日				5	水				5	土			
6	月				6	木				6	日			
7	火				7	金				7	月			
8	水				8	土				8	火			
9	木				9	日				9	水			
10	金				10	月				10	木			
11	土				11	火				11	金			
12	日				12	水				12	土			
13	月				13	木				13	日			
14	火				14	金				14	月			
15	水				15	土				15	火			
16	木				16	日				16	水			
17	金				17	月				17	木			
18	土				18	火				18	金			
19	日				19	水				19	土			
20	月				20	木				20	日			
21	火				21	金				21	月			
22	水				22	土				22	火			
23	木				23	日				23	水			
24	金				24	月				24	木			
25	土				25	火				25	金			
26	日				26	水				26	土			
27	月				27	木				27	日			
28	火				28	金				28	月			
29	水				29	土				29	火			
30	木				30	日				30	水			
31	金				31	月								

変更履歴			
追加・変更	削除	事業推進係	業者連絡

株式会社 ○○○○ 御中
FAX ××××-××-××××
TEL ××××-××-××××

ボイラー稼働日数連絡表

国立若狭湾青少年自然の家
総務・管理係

1号棟浴室：利用団体に応じて現場指示

令和 年 月 日

日付		大浴場		1号棟 浴室
		男	女	
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火			
8	水			
9	木			
10	金			
11	土			
12	日			
13	月			
14	火			
15	水			
16	木			
17	金			
18	土			
19	日			
20	月			
21	火			
22	水			
23	木			
24	金			
25	土			
26	日			
27	月			
28	火			
29	水			
30	木			
31	金			

日付		大浴場		1号棟 浴室
		男	女	
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月			
11	火			
12	水			
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火			
19	水			
20	木			
21	金			
22	土			
23	日			
24	月			
25	火			
26	水			
27	木			
28	金			
29	土			
30	日			

日付		大浴場		1号棟 浴室
		男	女	
1	月			
2	火			
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水			
11	木			
12	金			
13	土			
14	日			
15	月			
16	火			
17	水			
18	木			
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木			
26	金			
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
31	水			

変更履歴

追加・変更	削除	事業推進係	業者連絡

株式会社 ○○○○ 御中
FAX ××××-××-××××
TEL ××××-××-××××

ボイラー稼働日数連絡表

国立若狭湾青少年自然の家
総務・管理係

1号棟浴室：利用団体に応じて現場指示

令和 年 月 日

日付		大浴場		1号棟 浴室
		男	女	
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月			
7	火			
8	水			
9	木			
10	金			
11	土			
12	日			
13	月			
14	火			
15	水			
16	木			
17	金			
18	土			
19	日			
20	月			
21	火			
22	水			
23	木			
24	金			
25	土			
26	日			
27	月			
28	火			
29	水			
30	木			
31	金			

日付		大浴場		1号棟 浴室
		男	女	
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月			
11	火			
12	水			
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火			
19	水			
20	木			
21	金			
22	土			
23	日			
24	月			
25	火			
26	水			
27	木			
28	金			

日付		大浴場		1号棟 浴室
		男	女	
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月			
11	火			
12	水			
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火			
19	水			
20	木			
21	金			
22	土			
23	日			
24	月			
25	火			
26	水			
27	木			
28	金			
29	土			
30	日			

変更履歴

追加・変更	削除	事業推進係	業者連絡